

他機関連携事業実施要綱

第1 趣旨

男女共同参画推進拠点施設として、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな事業展開を図ることを目的に、市民活動団体や他機関（以下「市民団体等」という）との連携のもとに、事業を実施する。

第2 事業の目的

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けて、市民団体等と連携を進めることで、男女共同参画推進事業の充実を図る。
- (2) 市民団体等へ活動の場を提供する。
- (3) エソール広島の周知および研修室及び交流スペース（以下「研修室等」という。）の利用の活性化を図る。

第3 連携先

連携先は次の団体とし、公募により企画を募るものとする。応募にあたっては、各団体または複数団体による協働企画も可能とする。

- (1) 交流スペース等利用団体(者)登録団体
- (2) エソールひろしま大学等、公益財団法人広島県男女共同参画財団（以下「当団体」という。）の講座修了生
- (3) その他関係機関

第4 実施基準

- (1) 男女共同参画に関係し、広く県民への啓発を目的とした事業であること。
- (2) 原則として、エソール広島研修室等で実施するものであること。
- (3) 営利目的または宗教活動を目的とした活動ではないこと。ただし、事業実施に必要な参加費の徴収は可能とする。

第5 企画書の提出

事業の実施を希望するものは、あらかじめ、当財団に企画書（フォーマットなし）を提出し、決定を受けるものとする。

第6 役割分担

連携先との役割分担は原則次のとおりとする。

市民団体等	当財団
<ul style="list-style-type: none">・ 事業企画の立案・ 講師交渉・ 広報チラシの作成及び宣伝・ 当日の実施・ 経費管理・ 申込，問合せ窓口対応	<ul style="list-style-type: none">・ 共催団体として連名・ 会場の提供（研修室等）・ 広報活動・ チラシ配付・ 当財団開設のHP，SNSへの掲載， 当財団発行のメールマガジンでの広報

※ 申込，問合せについては，原則，市民団体等が対応をする。但し，対応が困難な場合は，その都度協議することとする。

第7 経費について

事業実施に要する経費については，市民団体等が負担する。第6に定める役割分担のうち，当財団に係るものは，当財団が負担する。

第8 事業結果報告

市民団体等は，別紙様式により，事業報告を行うこととする。

第9 当財団による企画提案

(1) 企画提案内容

社会情勢を鑑み，エソールでの取り組みが適切と思われるテーマについて，実施を検討する。

(2) 連携先との役割分担について

前条の第5～7については，関係機関との交渉により，決定することとする。

附則

この要綱は，平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は，令和2年10月1日から施行する。